

匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）の第三者提供

よくあるご質問（FAQ）

2023年10月作成

⑩公表、利用終了の手続きに関する質問

（公表）

1	Q	公表に向けた手続きはどのように行うか。
	A	公表予定の2週間前までに、公表予定の最終生成物ファイルを、原則として担当者から窓口宛にお送りください。窓口および厚生労働省にて最小集計単位等の確認をしたうえで、確認結果を回答します。

2	Q	公表物確認を行う前の資料は、取扱者以外には共有できないか。
	A	取扱者以外に公表できません。班会議や組織内の者であっても取扱者に含まれていなければ参照できませんのでご注意ください。公表物確認を経た成果物は、承諾された目的、方法、公表形式の範囲内で取扱者以外にも公表可能です。

3	Q	学会の抄録であっても公表物確認が必要か。
	A	必要です。

4	Q	公表物確認では、どのような観点で確認しているか。
	A	ガイドラインに沿い、主に最小集計単位を満たしているかどうかを確認しています。 予め承諾された公表先であること、予め承諾された公表内容（別添9）の範囲内であること、取扱者以外が論文執筆や資料作成に携わっている場合の役割、等の確認は利用者と取扱者（2020年9月以前のガイドラインにおける提供依頼申出者と利用者）にて責任を持って実施いただく必要があります。

5	Q	過去に公表物確認を行って公表した成果物を、別の公表先に公表する際に、再度公表物確認の手続きが必要か。
	A	2021年3月の専門委員会にて「提供申出書に記載されている公表形式であり、一度公表物確認した後であるならば、新規データ等の追加がない限り公表物確認は不要とする。」と決定されましたので、本ケースについては再度の公表物確認が不要です。以下のケースについても、窓口への公表物確認依頼は不要です。 ・過去に公表物確認を行った成果物を修正した。新規NDBデータ等の追加はない。 ・予め図表にかかる公表物確認を実施した。後に当該図表を利用して論文、学会発表資料等を作成した。新規NDBデータ等の追加はない。 ・取扱者（2020年以前のガイドラインにおける利用者）ではない班会議メンバーに公表する目的で公表物確認を行った。後にこの成果物を学会や論文に公表したい。新規NDBデータ等の追加はない。 なお、公表物確認の要否については、個別に判断が必要なケースがあります。 判断に迷う場合は、窓口までご連絡ください。 ※公表物確認を経ずに取扱者以外へ公表することはできません。また、予め承諾された公表先である

		こと、予め承諾された公表内容（別添9）の範囲内であること等は、利用者と取扱者（2020年9月以前のガイドラインにおける提供依頼申出者と利用者）の責任の下で確認いただく必要があります。
--	--	---

6	Q	2020年以前のガイドライン適用の研究について、最小集計単位は2020年以前のガイドラインが適用されるか。
	A	そのとおりです。例として、0（ゼロ）の公表は認められませんのでご注意ください。

7	Q	様式12（利用実績報告書）はどのようなタイミングで提出するか。
	A	研究成果を不特定多数に公表した後3か月以内に提出ください。学会や論文は不特定多数への公表とみなします。班会議（発言者、出席者が明確である）、社内の報告は不特定多数への公表とみなしません。 なお、2020年以前のガイドライン適用の研究については必須ではありませんが、可能な限り提出ください。公的機関は様式12提出の対象外です。

（利用終了）

8	Q	様式10（NDBデータの措置兼管理状況報告書）を提出するうえでの留意点を教えてほしい。
	A	<ul style="list-style-type: none"> ・様式10は利用場所ごとに提出が必要です。利用場所が複数ある場合、それぞれ様式10を提出ください。全ての利用場所で様式10が提出されたタイミングで利用終了とみなします。 ・様式10とは別に、データ消去の証明書を提出ください。証明書に既定のフォーマットはありません。消去ソフトを利用して消去した際の画面キャプチャ等で構いません。 ・CD-R/DVD媒体でデータの提供を受けた場合、利用終了時に必ず媒体を窓口に戻却ください。

9	Q	提供データや中間生成物を消去する際、推奨されるソフトウェアはあるか。
	A	特段、推奨するソフトウェアはありませんが、データをランダムに連続して書き込む等の復元不可能な消去を行えるソフトウェアをお使いください。ゴミ箱に移したデータの削除といった消去方法は、復元できる可能性があるため認められません。

10	Q	提供されたデータが消去できない場合、データが入ったままの状態媒体を返却してもよいか。また、データが入っている場合と入っていない場合では、それぞれどのような配送方法を用いればよいか。
	A	提供されたデータが消去できない場合は、そのまま返却していただいて構いません。なお、データ提供後の媒体は以下の方法で返却をお願いいたします。 ①データが格納されていない場合：宅配便か普通郵送 ②データが格納されている場合：書留またはそれに準じる方法（送達記録が残ること、送付先に手渡しすること）